

COP27における 森林関連分野の概要

IGES・GISPRI共催 COP27報告シンポジウム
於 日比谷国際ビル コンファレンススクエア 8D

令和4年12月15日

林野庁 森林利用課 森林吸収源情報管理官 川島 裕





本日の説明

1. COP27の概要
2. REDD+関係
3. インベントリ報告ガイダンス
4. 森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)
5. 森林関連サイドイベント



本日の説明

1. COP27の概要
2. REDD+関係
3. インベントリ報告ガイダンス
4. 森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)
5. 森林関連サイドイベント

国連気候変動枠組条約COP27等の概要

開催地：シャルム・エル・シェイク（エジプト）

公式会合：11月6日(日)～11月20日(日)

- 第27回締約国会議(COP27)
- 第17回京都議定書締約国会合(CMP17)
- 第4回パリ協定締約国会合(CMA4)
- 第57回科学上及び技術上の助言に関する補助機関追加会合(SBSTA57)
- 第57回実施に関する補助機関追加会合(SBI57)

議長国プログラム：11月7日（月）～11月17日（木）

- 世界リーダーズサミット(11月7日～8日)において「**森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)**」の立ち上げが発表(11月7日)
- 資金の日、科学の日、若者の日、脱炭素の日、農業の日、ジェンダーの日、水の日、市民社会の日、エネルギーの日、生物多様性の日、解決の日等のテーマが日ごとに設定され、関係イベントが開催

交渉結果等の概要

- COP全体決定「**シャルム・エル・シェイク実施計画**」: 気候変動対策の各分野における取組の強化を求める。パリ協定の気温に関する目標達成に向けて、森林等を含む自然及び生態系の保護・保全・回復が重要であることを強調。
- 2030年までに温室効果ガスの排出削減を強化するための「**緩和作業計画**」が採択されたほか、**ロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴う損失と損害)支援の一環として基金**を設置すること、**パリ協定第6条(市場メカニズム)**では、COP26で決定した実施指針の運用細則等が決定。
- 2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、その状況を好転させる世界的な取組を加速することを目的とした「**森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)**」が立ち上げ。日本を含む27の国・地域が参加。

シャルム・エル・シェイク



COP27等における主な交渉議題

1. 緩和作業計画

2030年までの緩和の野心と実施を緊急に高めるための「緩和作業計画」が策定。1.5°C目標達成の重要性、全セクターや分野横断的事項を対象に年2回以上ワークショップの開催し報告を行い、毎年閣僚級で成果を議論すること等が決定。

2. パリ協定第6条（市場メカニズム）とCDM

COP26で決定した実施方針に基づき、排出削減・吸収量の国際的な取引を報告する様式や記録システムの仕様、専門家による審査手続き、国連が管理する市場メカニズムの運用細則等が決定。

3. 適応

COP26で合意された2年間の作業計画「適応に関する世界全体の目標(GGA)に関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」の進捗確認と最終年である来年に向けた作業の進め方を決定。

4. 気候変動の悪影響に伴う損失と被害（ロス&ダメージ）

ロス&ダメージに関する技術支援を促進する「サンティアゴ・ネットワーク」の完全運用化に向けて、同ネットワークの構造や諮問委員会・事務局の責任と役割等の制度的取り決めを決定。

5. 気候資金

特に脆弱な国へのロス&ダメージ支援に対する新たな資金面での措置を講じること及びその一環としてロス&ダメージ基金を設置することや、先進国による一千億ドルの長期気候資金目標達成の隔年進捗報告書の作成等を決定。

6. その他

第2回定期レビュー、グローバル・ストックテイク、技術開発・移転、キャパシティ・ビルディング、農業、研究と組織的観測、対応措置の実施の影響（気候変動対策の実施による社会経済的な影響）、気候変動とジェンダー、気候エンパワーメント行動（ACE: Action for Climate Empowerment）、次回COP28の主催国（アラブ首長国連邦）等

シャルム・エル・シェイク実施計画

シャエルム・エル・シェイク実施計画の概要

- 昨年のCOP26全体決定「グラスゴー気候合意」を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス&ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める。

COP決定（1/COP.27）の構成

- | | | |
|----------------------|-------------------|-----------------------|
| I. 科学的知見と行動の緊急性 | VI. ロス&ダメージ | XII. グローバル・ストックテイク |
| II. 野心的な気候変動対策の強化と実施 | VII. 早期警戒と組織的観測 | XIII. 海洋 |
| III. エネルギー | VIII. 公正な移行に向けた道筋 | XIV. 森林 |
| IV. 緩和 | IX. 資金支援 | XV. 農業 |
| V. 適応 | X. 技術移転 | XVI. 実施の促進:非政府主体による活動 |
| | XI. キャパシティビルディング | |

CMA決定（1/CMA.4）の構成

- | | | |
|----------------------|--------------------------|-----------------------|
| I. 科学的知見と行動の緊急性 | VII. 早期警戒と組織的観測 | XIII. グローバル・ストックテイク |
| II. 野心的な気候変動対策の強化と実施 | VIII. 公正な移行に向けた道筋 | XIV. パリ協定第6条(市場メカニズム) |
| III. エネルギー | IX. 資金支援 | XV. 海洋 |
| IV. 緩和 | X. 技術移転 | XVI. 森林 |
| V. 適応 | XI. キャパシティビルディング | XVII. 非国家主体による活動 |
| VI. ロス&ダメージ | XII. パリ協定第13条の強化された透明性枠組 | |

シャルム・エル・シェイク実施計画における森林関係の記述の概要

- **森林**、海洋及び雪氷圏を含む**全ての生態系の完全性**を確保することの重要性並びに**生物多様性の保護**に留意し、また、「気候正義」の重要性に留意（1/CP.27前文、1/CMA.4 前文）
- パリ協定の気温目標を達成するために、**温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫として機能する森林**その他の陸域及び海洋生態系、また、**自然及び生態系を保護、保全及び回復**することの重要性を強調（1/CP.27パラ18、1/CMA.4 パラ30）
- 開発途上国締約国に対する十分かつ予測可能な支援の提供の文脈において、国の状況に応じて、**森林被覆及び炭素損失を遅らせ、停止し、かつ反転**させることを共同で目指すべきであることを想起。（1/CP.27パラ51）
- **REDD+**、**途上国における持続可能な森林経営と森林炭素吸収量の増大**、**統合的で持続可能な森林経営のための緩和・適応の合同アプローチ**や、適切な場合、**非炭素便益などの代替的アプローチ**を再確認しつつ、結果に基づく支払い、条約の下で既に合意された関連するガイダンスおよび決定に定められた既存の枠組みを含む取組に関する活動に対する政策アプローチ及び積極的なインセンティブ通じた、締約国が実施し支援するための行動をとることが奨励される**パリ協定第5条第2項**を想起、（1/CMA.4 パラ80）
- 締約国に対し、関連する社会的および環境的保護手段を確保しつつ、緩和および適応行動に関する国連環境総会決議5/5を考慮しつつ、適切な場合には、**自然に基づく解決策(NbS)または生態系に基づくアプローチ**を検討するよう奨励（1/CP.27パラ52、1/CMA.4 パラ81）

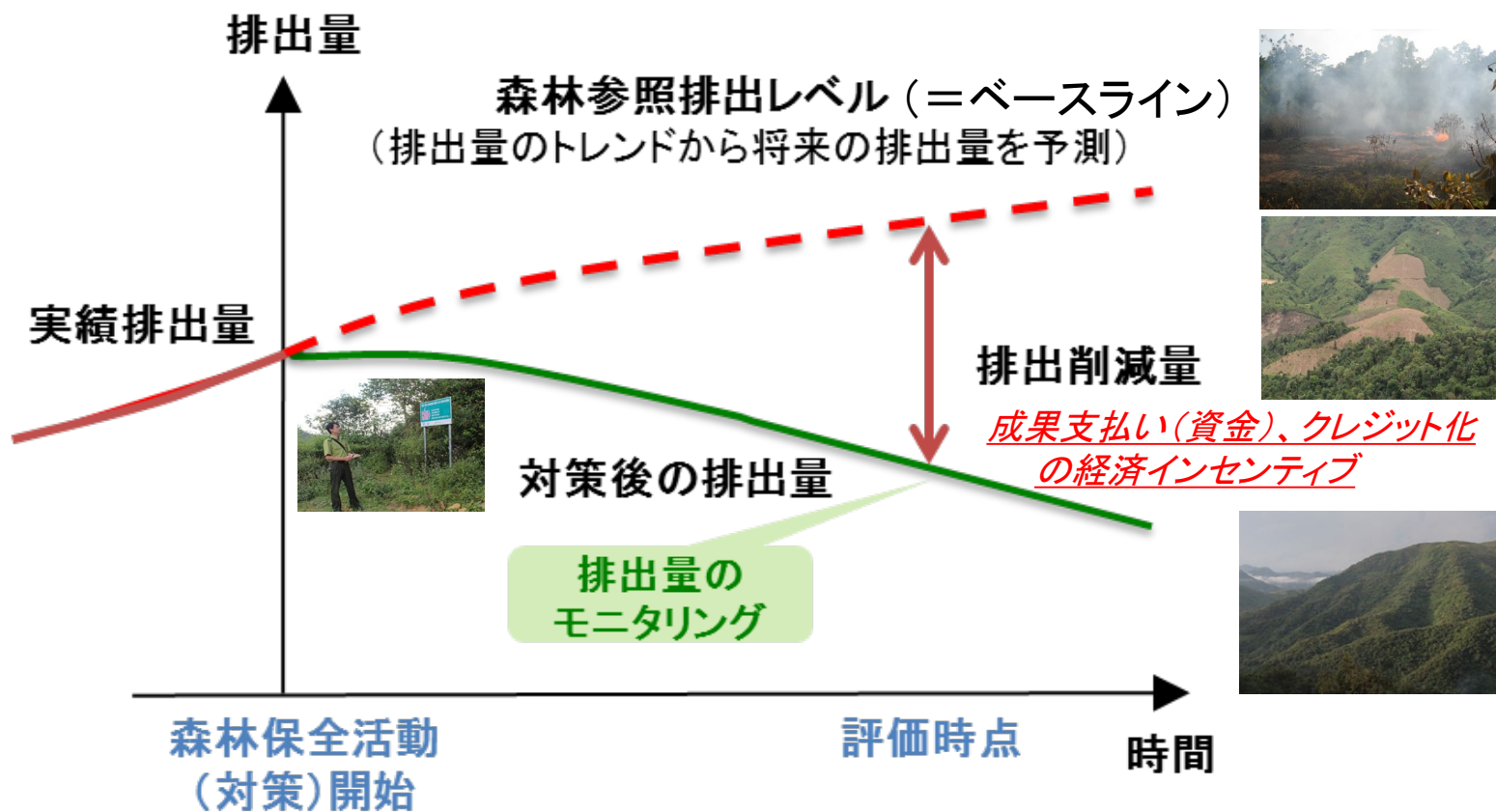


本日の説明

1. COP27の概要
2. REDD+関係
3. インベントリ報告ガイダンス
4. 森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)
5. 森林関連サイドイベント

REDD+ (途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等)

- REDD+とは、持続可能な森林管理や適切な森林保全を通じて途上国における森林の減少や劣化を抑制し、温室効果ガスの排出削減や吸収増加を促進させる気候変動緩和策



- 森林減少・劣化の主な要因
- ・農地開発
 - ・短周期の移動耕作 (焼畑)
 - ・大規模な森林火災
 - ・違法及び過剰伐採 等

- 具体的な対策
- <適切な森林管理>
- ・土地利用区分の明確化
 - ・違法伐採のパトロール
 - ・森林伐採許可の制限
 - ・森林の造成・再生 等
- <代替生計手段の提供>
- ・非木材林産物の商品化
 - ・アグロフォレストリー 等

REDD+の段階的アプローチと国際資金による支援

フェーズ1(準備) Readiness

国レベルでの制度整備

- 森林参照排出レベル(FREL)
- 国家REDD+戦略
- 国家モニタリングシステム
- セーフガード情報システム

フェーズ2(実施) Implementation

森林減少・劣化等対策

- 違法伐採パトロール
- 土地利用区分の明確化
- 森林伐採許可の制限
- 村落生計向上支援
- アグロフォレストリー推進 等

フェーズ3(成果払) Results-based Payments

成果支払い

REDD+活動により達成したGHG削減量に応じて、一定の基準に基づき、支払いがなされる仕組み。

GCFパイロットプログラム、
世銀FCPF等で実施。

緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund)

FCPF Readiness Fund (世銀)

FCPF Carbon Fund (世銀)

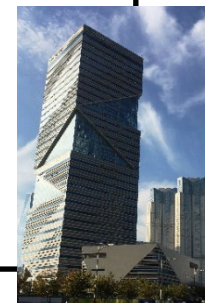
UN-REDD Programme
(国連系)

GEF (国連系)

出典: Green Climate Fund「GCF support for the early phases of REDD+ (GCF B.17/16)」を改変

緑の気候基金（GCF）の概要

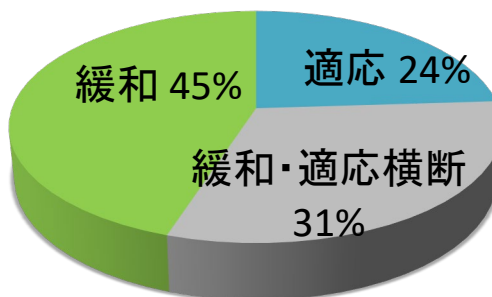
- 設立：気候変動枠組条約（UNFCCC）COP16で設立決定。
- 目的：途上国による温室効果ガス削減（緩和）と気候変動の影響への対処（適応）の支援。
- 意思決定：毎年2～4回開催されるGCF理事会。
- 理事会構成：先進国（我が国含む）と途上国から各12名の合計24名の理事。



GCF事務局：
韓国仁川市

資金拠出の基本理念：長期的に見て、緩和と適応に半分ずつ。地域バランスにも配慮。

資金拠出の割合



優先分野

適応（気候強靱性の強化）

生態系・生態系サービス
インフラ・建築環境
健康・食糧・水の安全
住民・コミュニティの生計向上

緩和（温室効果ガス削減）

発電、エネルギーアクセス向上（再エネ）
交通
建物、都市、産業、家電（省エネ）
森林・土地利用

途上国の森林減少・劣化対策等（REDD+）への支援

REDD+の準備や実施プロジェクト支援のほか、REDD+の成果に対する支払いを行う試行取組（途上国のREDD+による**排出削減1トンに対し5ドルの経済インセンティブを付与**。ブラジル、エクアドル、チリ、パラグアイ、インドネシア、コロンビア、アルゼンチン、コスタリカに総額5億ドルの成果払いを決定。）を実施。

	初期拠出（IRM）	第1次増資（GCF-1）
	2015～2018年	2020～2023年
英	12億ドル	18.5億ドル
日本	15億ドル	15億ドル
仏	10億ドル	17.4億ドル
独	10億ドル	17億ドル
スウェーデン	5.8億ドル	8.5億ドル
米	10億ドル	—
ノルウェー	2.7億ドル	4.2億ドル
カナダ	2.7億ドル	2億ドル
その他諸国	計約15億ドル	計約15億ドル
プレッジ総額	約83億ドル	約97億ドル
2022年2月現在	（※）第一次増資は拠出表明額。	

出典：GCF at a Glance project portfolio as of 7 October 2021

緑の気候基金（GCF）のREDD+成果支払プログラム（RBP）

■ 概要

- 気候変動枠組条約（UNFCCC）及びパリ協定の資金枠組みである緑の気候基金（GCF）において、2017年から、**国・（暫定的に）準国レベルでのREDD+活動による排出削減**に対して、**CO2換算で1トンあたり5ドル**の成果支払いパイロットプログラム（以下「**REDD+成果支払プログラム**」）が開始。
- 2020年の第27回理事会における採択案件をもって**割当額上限の5億ドルに達した**（採択されたのは中南米7件、アジア（インドネシア）1件の計8件）。

■ 成果支払いプログラム詳細

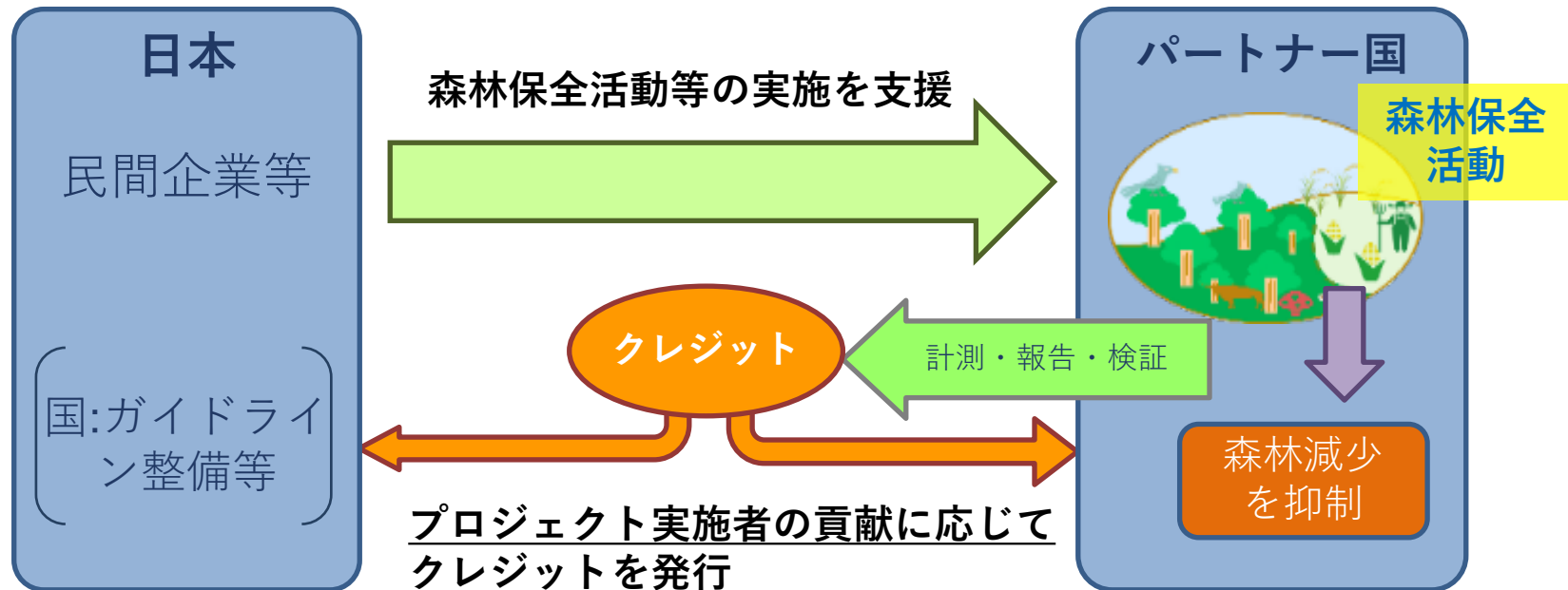
- **支払単価はCO2換算でトン当たり5ドル**、プロジェクト支払い**対象期間は2014～2018**。
- 認証機関（AE）が国に変わって、コンセプトノートを提出。適格性が認められた場合、事業提案書が招待される。事業提案書は、スコアカードによって、採点がなされ、支払い額が決定する。
- **成果支払いを受けた国は、その収益を、パリ協定下の現在・次期NDC、REDD+戦略又は低炭素発展計画に沿った活動に、再投資しなければならない**。
- **排出削減の所有権はホスト国政府に帰属、国際移転は不可**（ホスト国NDCには活用可）。
- 第29回理事会の推奨により、**第二フェーズとしての継続に関する非公式議論が2021～2022年に開催**。
- **COP27では、GCF理事会に対し、REDD+に関連活動の実施等を通じた世界的な緩和への貢献を高めるインセンティブや成果支払いの支援を継続することを推奨することが決定**された。

■ 採択済み案件

承認理事会	案件番号	国	提案した認証機関	排出削減量 (百万トン)	成果支払額 (百万ドル)
第22回	100	ブラジル	国連開発計画(UNDP)	18.8	96.5
第23回	110	エクアドル	国連開発計画(UNDP)	3.6	18.6
第24回	120	チリ	国連食糧農業機関(FAO)	12.4	63.6
第24回	121	パラグアイ	国連環境計画(UNEP)	9.8	50.0
第26回	130	インドネシア	国連開発計画(UNDP)	20.3	103.8
第26回	134	コロンビア	国連食糧農業機関(FAO)	5.5	28.2
第27回	142	アルゼンチン	国連食糧農業機関(FAO)	18.7	82.0
第27回	144	コスタリカ	国連開発計画(UNDP)	14.1	54.1

JCM(二国間クレジット制度)におけるREDD+:JCM-REDD+

- JCMの対象セクターの1つにREDD+があり、**二国間で森林分野特有の実施ルール(ガイドライン)整備**が必要
- JCMの下でのREDD+の実施(JCM-REDD+)により、**日本の民間企業等が途上国の森林減少・劣化の抑制に貢献**
- 温室効果ガスの排出削減のみならず、地域住民の生計向上や生物多様性保全等の多様な便益が期待できる(**途上国の持続可能な開発支援に貢献**)





本日の説明

1. COP27の概要
2. REDD+関係
3. **インベントリ報告ガイダンス**
4. 森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)
5. 森林関連サイドイベント

附属書 I 国の年次インベントリ報告書のガイダンスの改定

SBSTA決定 (FCCC/SBSTA/2022/L.19)

SBSTA議題13(c)条約下の方法論的事項 附属書 I 国の年次インベントリ報告書のガイダンスの改定

2024年以降、「条約の附属書Iの締約国による国別報告書の作成に関するガイドライン:パートI 年間温室効果ガスインベントリに関するUNFCCC報告ガイドライン」に従って条約下の年次温室効果ガスインベントリを報告する場合、条約の附属書IIに含まれる締約国であって、パリ協定の締約国ではない締約国が、伐採木材製品からの排出量及び除去量を生産法以外の報告する締約国は、国内インベントリ報告書、または決定1/CP.24のパラグラフ44に従い、決定書5/CMA.3の附属書IIに記載されている共通報告表を使用して、生産法を用いて推定される伐採木材製品からの排出量及び除去量に関する補足情報も提供しなければならない。

(参考)伐採木材製品の算定・報告方法

- **生産法**
国産材由来の伐採木材製品の増減で炭素ストックを評価するアプローチ。
輸出入は評価に影響しない。
- **蓄積変化法**
国産材・輸入材を問わず、国内に存在する伐採木材製品全体の増減で炭素ストック変化を評価するアプローチ。
輸入はストック増、輸出はストック減となる。
- **大気フロー法**
国内の領域における森林の吸収、伐採木材からの大気への排出を基に純排出・吸収量を評価するアプローチ。
輸入は最終的に大気への排出増、輸出は他国に最終的な排出を割り当てることになるため排出減となる。



本日の説明

1. COP27の概要
2. REDD+関係
3. 透明性関係
4. 森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)
5. 森林関連サイドイベント

森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ (FCLP)

- COP26で発表された「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」等のフォローアップとして、COP26議長国の英国が主導した森林関係の新たな国際イニシアチブ。
- 2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、その状況を好転させることが目的。
- COP27の森林・気候のリーダーズ・サミット(11月7日)で立ち上げが発表され、我が国をはじめとする27の国・地域が参加。



森林・気候のリーダーズ・サミットでスピーチするスナク英国首相

- FCLPの進捗状況と行動を紹介するための年次会合の開催と世界進捗報告の作成
- 6つの行動分野
 - ① 持続可能な土地利用経済とサプライチェーンに関する国際協力
 - ② 実施を支援するための公的ドナー資金の動員
 - ③ 民間金融システムの転換
 - ④ 先住民及び地域社会の取組と保有権の支援
 - ⑤ 森林のための炭素市場の強化・拡大
 - ⑥ 統合性の高い森林を保全するためのパートナーシップとインセンティブ
- FCLP参加国・地域(2022年11月12日現在)
世界の森林面積の約1/3、世界のGDPの約6割をカバーする計27の国・地域

豪、カナダ、コロンビア、コンゴ共和国、コスタリカ、エクアドル、フィンランド、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ガイアナ、日本、ケニア、韓国、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、シンガポール、スウェーデン、タンザニア、英国、米国、ベトナム、EU

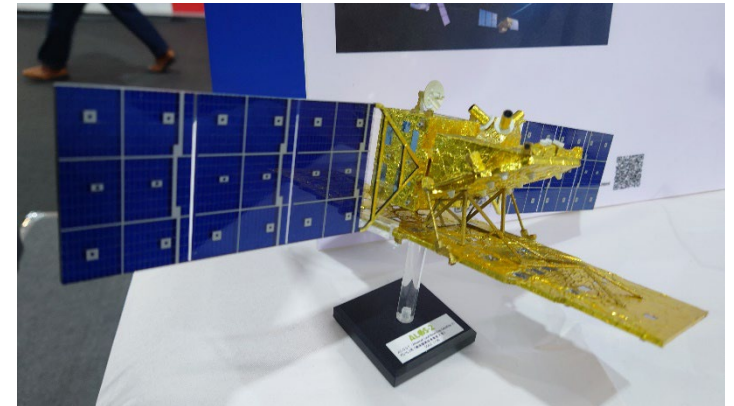


本日の説明

1. COP27の概要
2. REDD+関係
3. 透明性関係
4. 森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)
5. 森林関連サイドイベント

森林関連サイドイベント

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所が、
 - 「**気候変動の緩和と適応双方の推進に向けた森林分野のNature-based-Solution (NbS)**」(国際熱帯木材機関 (ITTO) との共催) や、
 - 「**アジア・アフリカにおける適応と国が決定する貢献 (NDC) ～森林・アグロフォレストリー分野での進捗～**」(国際アグロフォレストリー研究センター (ICRAF) との共催) を開催し、
森林の機能発揮を通じた適応と緩和への貢献等について紹介。
- JAXA、JICAが、ケニア環境森林省、ケニア林野庁と共催で
 - 「**衛星観測は、森林のモニタリングと管理をどのように向上させることができるか**」を開催し、
我が国の地球観測衛星やデータの森林モニタリングへの貢献等について紹介。



ジャパンパビリオンに展示されていたALOS2(だいち2号)の模型

ご清聴ありがとうございました

